

令和5年1月21日
第1回理事会承認事項

令和5年度 大宮野球野球連盟大会運営等における変更事項について

1 登録要綱の改正について

令和4年11月に全日本軟式野球連盟（以下「全軟連」）より各県野球連盟あてに令和5年度からの「チーム会員登録の変更について（通知）」通知があり選手等の個人登録金として年間200円を大宮支部で取りまとめの上、埼玉県野球連盟を通じて全軟連に納入する必要があります（通知文書等は別添資料を参照願います。）。

この点に対応するために、大宮野球連盟登録要綱を別紙のとおり令和5年度から改正いたしますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願ひいたします。

チーム会員登録の変更に係る趣旨（目的）

～令和4年12月開催の埼玉県野球連盟の説明会より～

野球界の今後10年、20年先を見据えて、競技者数減少、野球離れ対策、普及振興策の展開のためとして、全軟連としても対応していくこととする。

具体的には、以下の課題を解消する必要がある。

- ① 協賛金、検定料収入に依存しない自主財源の確保
- ② 登録チーム数が2007年の57千から2021年は41千に減少するなど、登録競技者数の減少しており、普及振興活動を実施、効果検証するまでの基礎となる実際の競技者数の人数の増減の把握。（他の競技団体では既に、競技者システムの導入、正確な競技者数の把握、個人・チーム登録金が納入されている。）

（注1）埼玉県野球連盟説明資料（抜粋）は、別添資料を参照願います。

（注2）個人登録金につきましては、現時点では4月末時点の登録メンバー分について5月22日までにチームにおいて取りまとめての上、大宮野球連盟へ銀行振込により納入していただくことを予定しておりますが、この点は改めてご連絡（依頼）させていただきます。

（注3）全軟連の通知文書に記載のありますチーム登録金（年間1,200円）は、当連盟に納入していただいております年間登録金から埼玉県野球連盟を通じて、これまでどおり納入致します。

また、会員登録システム等については、当面、チームに対応はお願いしない予定ですので、連盟登録方法については、従来通りの方法（様式等）で実施いたします。